別表第１（第６条関係）

| No. | 提出書類 | 備考 |
|---|---|---|
| 1 | 被災家屋等の撤去費用申請書（様式第１号） | |
| 2 | 罹災証明書の写し | |
| 3 | 本人確認ができる書類の写し （顔写真付き） | 運転免許所、マイナンバーカード<br>法人の場合は登記事項証明書 |
| 4 | 印鑑登録証明書 | |
| 5 | 被災家屋等（工作物を除く。）の登記事項証明書 | 登記されていない場合は固定資評価証明書、その他被災家屋等（工作物を除く。）の所有者であることを証する書類 |
| 6 | 被災家屋等の配置図（様式第2号） | |
| 7 | 被災家屋等の現況写真（様式第2号）<br>施工前・施工中・施工後の家屋等の写真 | 被災家屋等の全景が写ったもの<br>（対象家屋等が特定できるもの） |
| 8 | 見積書、契約書（内訳書） | 契約金額の内訳が分かるもの。<br>令和８年11月15日までに契約されていることが分かるもの。 |
| 9 | 領収書 | 解体工事に係る支払いが完了していることが確認できるもの。 |
| 10 | 解体証明書、マニフェスト伝票、計量伝票 | 仮置き場に搬入した場合は計量伝票、それ以外に搬入した場合は、マニフェスト伝票 |
| 8 | 同意書 （共有者用）（様式第3号） | 共有者１名につき各１枚提出 |
| 9 | 同意書 （関係権利者用）（様式第4号） | 関係者全員の被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書（賃貸人含む） |
| 10 | 同意書（法定相続人用）（様式第5号）<br>被災家屋等の所有者が死亡していることが分かる書類、相続人全員の印鑑登録証明書（公正証書遺言を提出する場合を除く。）及び戸籍謄本その他の相続人を確認することができる書類 | 被災家屋等の登記上の所有者が 死亡している場合に限る。 |
| 11 | 遺産分割調停調書又は遺産分割審判書及び審判確定証明書 | 被災家屋等の登記上の所有者が 死亡している場合において、遺 産分割に係る調停が成立し、又 は審判が確定しているときに限 る。 |

| | | |
|---|---|---|
| 12 | 共有者、賃借人、権利者又は相続人（以下「共有者等」という。）全員の同意を得ることが困難な理由及び紛争発生時に自己の責任において解決することを記した書類 | 共有者等全員の同意を得ることが困難な場合であって、No.8 から No.11 までの書類のいずれか の提出が困難なときに限る。 |
| 13 | 委任状(様式第６号) | 代理人が申請する場合に限る。 |
| 14 | その他市長が必要があると認める書類 | |

※分譲マンションの場合は費用償還についての理事会の決議の写しを提出